

●ゴミの収集しない祝日について

Q.

燃えるゴミの収集日が月水金に該当している地区に住んでいるのですが、祝日法によりほとんどの祝日は月曜日か金曜日に集中しており、燃えるゴミを収集しない日も指定業者の休みの関係もあり祝日となり、圧倒的に月水金に収集日の地区が収集日が少ない状況となっています。その結果、ゴミステーションは溢れ、ステーションの傍にやむを得ず置くことになり、そのゴミがカラスに荒らされ、散らかることになります。その結果地域の公衆衛生状況が悪化しています。

また収集日が空くことにより収集日までにゴミが溜まり、臭いや衛生面を考慮した結果、収集日より前に捨てに行く人が増えている印象です。収集日の朝にステーションに持って行くことをお願いしているはずですが、この状況ではやむを得ないと思います。

指定業者の方の働き方を考慮する必要もありますが、収集日の日数は出来るだけ均等にするなど、改善して頂きたいと思います。他の市町村では祝日の次の日か前の日にずらして収集している所もあります。検討をお願いします。

(令和6年2月受付)

A.

燃えるごみの収集における月・水・金曜日の収集地域の市民の皆様には、月曜が祭日や振替休日になることが多く、ごみを捨てる機会に偏りがあり、御不便をおかけしていたことを大変申し訳なく思っております。

当市では、日曜日、祝日等は原則として収集をしないこととしておりますが、生ごみの悪臭防止の観点から、2回続けて収集が休みとなるゴールデンウィークや、7月から9月中旬にかけての夏期は、祝日でも収集を行ってまいりました。しかし、月曜日については、ハッピーマンデーや振替休日等により、収集されない日が多く、偏りが生じていることに対策を取っておりませんでした。

そこで、月・水・金曜日に燃えるごみを収集する地区における偏りを解消するため、令和6年度から、「スポーツの日」、「成人の日」及び振替休日となる月曜日も、燃えるごみの収集を行うことにいたしました。

また、ゴミステーション内にゴミが入りきらず、カラスによってゴミが散乱するといった問題の対策といたしましては、ゴミステーションを管理している自治会等が希望する場合に、防鳥ネットを無償で提供しておりますので、担当課である環境衛生課へいつでもご相談ください。

いずれにいたしましても、こうした取組を今後も継続し、市民の皆様にご清潔で快適な生活環境を提供できるよう努めてまいります。

(令和6年3月14日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。